

1 第三者評価機関名

有限会社プログレ総合研究所

2 訪問調査実施日

令和2年 11月 19日 ~ 20日

3 事業者情報

(1)	種別	児童相談所一時保護所	(2)	名称	群馬県中央児童相談所 一時保護所
(3)	代表者	所長 富田 昌志	(4)	定員	36
(5)	所在地	群馬県前橋市野中町360-1			
(6)	H P				

4 評価の総評

● 評価の高い点

さまざまな事情等で一時保護となる児童一人ひとりを権利主体者として捉えている。直接支援を実践する一時保護所職員と児童福祉司等との定期的な会議・打ち合わせが実施されており、話し合われた内容が支援に活かされるよう専門職間の連携が図られている。また児童とのコミュニケーションを重視し、心情心理に寄り添った多くの取組みを実施している。常に児童の権利を擁護する支援が実施されており、そのためのマニュアル等も整備が成されている。

○ 改善に向けて取り組んでいる点

PDCAサイクルを活用した業務管理体制はあるものの、日々の職員の業務管理、進捗状況の把握等に生かされておらず、今後の業務管理や職員育成などに生かしていくよう取り組んでいかれることが期待されます。

5 事業者のコメント

初めての第三者評価受審であったため、良く分からないことも多かったが、説明会で話を聞いて少し理解が出来て臨めた。その後、各職員に自己評価をしてもらったが、職員も悩んだようで評価がばらついていて保護所としての統一の評価を決めるのは難しかった。そういう意味で、自己評価をすることは自分達の行いを振り返るのに重要なことだと思えた。また、児童福祉司の関係している評価項目もあり、保護所だけで評価を決められない難しさを感じた。受審の際は、評価者からの質問に答える形で行われたが、率直な意見交換が出来、その中で当方の考え違いなどもあり評価が変更になったり、いろいろ気づく点があり課題を発見する貴重な機会となった。

今回、評価をもらった点や課題等を真摯に受け止め、職員一同が業務の振り返りをして考えを共有して、これからの一時保護所の運営等の改善を図るとともに、児童相談所全体として入所児童の処遇と権利擁護のさらなる向上に務めていきたい。

6 第三者評価結果内容（項目毎）

		[No.1] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか ✓ 子どもの権利を説明するツールを作成・活用している ✓ 日常生活の中で伝える取組をしている	○	
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか ✓ 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	○	
<u>その他工夫している点</u> ●入所時に「子どもの権利ノート（一時保護所編）」を本人に渡し、一時保護所の概要説明、身体のことや不明疑問等があった場合の相談、食事・入浴をはじめとした日常生活上のルール、所持品や衣類等のことについて、子どもの年齢等に応じて分かりやすく伝えている。 ●一時保護所心理司による「お悩み相談」（月 1 回定期的に実施、又は必要に応じて随時）を実施している。			

		[No.2] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している ✓ 子どもの意見等を積極的に把握する取組が行われている ✓ 子どもが意見等を言いやすくなるような工夫がされている ✓ 子どもから、意見等が出されている ✓ 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある ✓ 苦情解決の体制が整備されている 			
2-2	子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている ✓ 実際に子どもの意見等が反映された事例がある 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●意見箱を設置している。 ●「お悩み相談」の時間に、自身の気持ちを伝えることができる環境がある。 ●アンケートを毎月実施し、必要に応じて面接を実施している等の工夫を行い、子どもの意見等が尊重される仕組みがある。 			

		[No.3] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している ✓ 一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている ✓ 一時保護所での生活、注意事項を説明している（例、私物の取り扱いなどを丁寧に説明している、子ども同士で個人情報交換しない等） ✓ リフレット等のツールを作成・活用している ✓ 子どもにも分かる表現を用いて、具体的に説明をしている 			
3-2	不服申立ての方法等について、保護者に示しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不服申立ての方法等について、保護者に説明している ✓ 不服申立ての方法について記載した説明用のツールがある 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護開始時に「子どもの権利ノート」を活用し、一時保護に関する説明を実施している。 ●一時保護所でのルール、他の子どもとの関わり、持ち込みができない所持品、日課表に基づいた規則正しい生活など、子どもの年齢等に合わせ丁寧に説明をしている。 ●一時保護決定通知書に不服申立てに関する事項を明文化し、対応が図られている。 			

		[No.4] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
4-1	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている ✓ 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている ✓ 子どもが理解できるよう、具体的に説明している ✓ 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <p>●担当の職員が児童の現状等に応じて、口頭による説明の他、分かりやすいように絵や図などを活用して、都度説明をしている。</p>			

		[No.5] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
5-1	一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか ✓ 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○	
5-2	子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか ✓ 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している ✓ 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について検討している	○	
5-3	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○	
5-4	一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるように対応しているか ✓ 里親委託や施設入所等への移行の必要性を説明している	○	
5-5	里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか ✓ 移動先となる施設や里親との交流機会をつくっている ✓ 施設見学、事前面接、パンフレット等の提供が行われている	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護解除時には、子どもの意見を必ず聞いている。 ●児童心理司の判定を踏まえた上で、里親制度・入所施設への調整が図られている。 ●帰宅時には、担当福祉司が親子面接に同席し、親子関係を判断してから帰宅等の対応を実施している。 			

		[No.6] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	△	
	✓ 幼保職員への SOS の出し方、児童相談所全国ダイヤルの使い方を練習させている		
6-2	一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	○	
	✓ 一時保護解除後の相談や支援について説明している ✓ 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある		
<u>その他工夫している点</u> ● 児童相談所児童虐待対応ダイヤル「189」を周知している。 ● 必要に応じて児童相談所へのホットライン専用カードを子どもに渡しており、いつでも利用が可能となっている。 ● 一時保護解除後、毎月面接を実施している。			

		[No.7] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
7-1	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている ✓ 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、保護所の職員だけでなく児童福祉司や児童心理司を含めて、その対応や期間等について検討を行っている ✓ 個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている ✓ 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない 		
7-2	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なのかを時間をかけて納得が得られるように努めている 		
7-3	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある 		
7-4	外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の児童相談所運営指針や一時保護ガイドライン、児童虐待防止法等に基づき、「一時保護所業務手引き」等に外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を記載し、適切に実施している。 ●子どもの状況等によっては受理・判定・援助方針会議で検討の上、対応を図っている。 			

		[No.8] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
8-1	被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか		○
	✓ しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている		
8-2	万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか		○
	✓ 子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている ✓ 子どもの心のケア等が行える体制が構築されている（職員配置、関係機関連携等） ✓ 事例がある場合は、適切な対応が行われていた（心のケア、調査、再発防止策）		
8-3	被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		○
	✓ 職員研修等が実施されている ✓ 虐待防止のための組織運営面での取組みが行われている		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引き、重点施策などに被措置児童等の虐待防止に関する取り決めが明文化され、職員への周知が成されている。 ●万一、被措置児童等虐待が発生した場合には、児童相談所との連携を図り対処する体制がある。 			

		[No.9] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
9-1	子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか ✓ しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている	○	
9-2	子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか ✓ 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている	○	
9-3	子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか ✓ 職員研修等が実施されている ✓ 子ども同士での権利侵害防止のための組織運営面での取組が行われている	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利ノートにいじめやけんか、暴力等の防止（禁止）に関する決まりがあることが明文化されている。 ●被措置児童一人ひとりに担当の児童指導員がおり、週1回面会を実施している。 ●意見箱に入る意見記入用紙を確認の上、必要に応じて話を聞く機会を設けている。 ●仲の悪い者や頻繁に喧嘩をする等の場合には、互いが近距離にいないよう、職員が配慮し対応をしている。 ●職員の立ち位置により、どのエリアを見守ることができるのか、死角はどこなのか等を把握するよう支援実践をしている。 			

		[No.10] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
10-1	文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別な配慮を必要とするかの把握を行う仕組みがある ✓ 特別な配慮を必要とする子供の受け入れについて、どのような対応を行うかが検討されている ✓ 特別な配慮を必要とする子供を受け入れている場合には適切な対応が行われている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに文化、慣習、宗教等が異なる子どもへの対応が明文化され、職員への周知が図られている。 ●文化、慣習、宗教等に関する支援を実践した際には、行動観察記録に記録を残している。 ●食習慣に関しては、個別メニューにて対応をしている。 ●児童一時保護所等調理業務委託仕様書が明文化され、必要時において、特別な対応を要する場合には、都度協議の上、食事提供を実施する体制が整っている。 			

		[No.11] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
11-1	性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) ✓ 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入している場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●LGBT等、性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもに関する対応法等が、一時保護所業務手引きに明文化され、職員への周知が成されている。 ●個室の利用、入浴時の個浴等を含め、生活状況等を行動観察記録に残し、情報共有を図っている。 			

		[No.12] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
12-1	一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの状況を踏まえ、一時保護所以外での保護を行う選択肢を含めて、適切な保護の方法を検討している ✓ 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等 への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている ✓ 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている 			
12-2	子どもへの接し方、対応は適切であるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ すべての子どもに対して、公平に接している ✓ 子どもに対して、上から目線ではなく、水平目線で接している ✓ 不適切な言葉づかいや態度をとっていない（威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等） ✓ 子どもの呼称には継承をつけている ✓ 集団規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ（自由な课程的な雰囲気）を大切にしている ✓ 異性の職員が関わる際には、個室で2人にならない、適切な距離を保つなど、十分に配慮し対応している 			
12-3	子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもにとって安心できる距離で関わっている ✓ 「子ども自身がここでは守られ安心できる」と感じられるよう配慮している（職員が常に見える場所にいる、いつでも子どもが職員に話しかけられる状態とする、適切に目配りする等） ✓ 気持ちが不安定な子どもには、子どもが愛着を感じる、安心感につながるものを手元に置く等の配慮を行っている 			
12-4	全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの尊厳を大切にし、過酷な環境を生き抜いてきたことに対して共感的に理解している ✓ 子どもの大人に対する怒りを受け止める対応を行っている ✓ 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感出来るように傾聴している 			
12-5	プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ プライバシーの配慮に関する職員研修等の取組が行われている ✓ 子どものケアにおいて、プライバシーに配慮した対応が行われている。 			

その他工夫している点

- 一時保護所業務手引きに一時保護の目的、一時保護の在り方、一時保護の機能が明文化され、職員への周知が成されている。
- また「入所児童の権利擁護」も明文化され、子どもの権利ノート、児童権利擁護自己評価シート、子どもの意見表明が明文化され、一定のルールやフローに従い、権利擁護の実践方法等が周知されている。
- 週1回の面談の実施、必要時には児童心理司など専門職との面談も実施することで、職員との関係性を構築しながら、より深く関わっていくことを実施している。

		[No.13] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
13-1	「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全体に対して伝えている ✓ 個々の子どもに伝えている 		
13-2	表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが主体的に活動できる場面をつくっている ✓ 子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに入「所児童の権利擁護」や「一時保護中のケア」が明文化されている。 ●個別ケア、エンパワメントにつながるケアなど具体的なケアについても明文化され、職員への周知が成されている。 ●支援を実施していく上で、子どもの良い所があったらそれを認め、褒める。またその様子等を行動観察記録にも残し、情報の共有も図っている。 			

		[No.14] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
14-1	子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している ✓ 子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている ✓ 警察からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている ✓ 聞き取りを行う職員が、必要な技法を習得している ✓ 職員が聞き取りの技法を学ぶ機会を提供している 			
14-2	子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに聞き取りに関する対応法等が「子どもからの生育歴の聴取」として明文化され、職員に周知されている。 ●子どものペースを尊重した非誘導的な受け答えを基本とすることや、応答に際しては細心の注意を払うことが明記されている。 ●司法面接をはじめ、面接に関する技術・技法に関する専門研修を受ける体制がある。 			

		[No.15] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
15-1	子どもの保護ができる場が用意できているか ✓ 定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○	
15-2	開放的環境における対応が可能となっているか ✓ 一時保護所内での開放的環境が確保されている ✓ 子どもの状況に応じ、一時保護委託等の検討が行われている	○	
15-3	一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか ✓ 一人あたりの居室面積が基準以上となっている ✓ 居室定員の上限を超えていない ✓ 子どもの年齢に応じ、男子と女子の居室が分かれている	○	
15-4	プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか ✓ 居室において、プライバシーへの配慮の工夫がされている	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法施行規則第35条に則った居室、浴室、静養室やプレイルームなどが整備されている。 ●一時保護となる子どもの実情等に合わせ、居室を随時変更する等、都度対応を実施している。 ●子ども一人ひとりの生活空間については常に検討し、プライバシーの確保に努めている。 ●自然光が入るプレイルーム、幅にゆとりのある廊下等、開放的な環境が整備されている。 			

		[No.16] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
16-1	個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている ✓ 保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている ✓ 私服の着用が難しい場合には、子どもが理解・納得するよう説明している ✓ 頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている 			
16-2	必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ できるだけ個室で生活できるよう調整している 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護ガイドラインにある「一時保護所における生活」に則り、子ども一人ひとりに応じた生活ができるよう、対応を図っている。 ●居室やプレイルーム、浴室等子どもが安全かつ安心して過ごすことができるよう、広い空間を保っている。 ●退所後の地域等における生活へ繋げていくことができるよう、子ども一人ひとりに合わせた支援を実施している。 			

		[No.17] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
17-1	安心して生活できる環境が確保されているか ✓ 外部からの視線に対する配慮が行われている	○	
17-2	日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか ✓ 毎日清掃している ✓ 汚れが目立ったときに、美化に務めている ✓ 定期的に害虫駆除等の対策をしている ✓ 音、気温、湿度、におい等環境面の評価を定期的に行っている ✓ 不適切な点があった時に改善している	○	
17-3	家庭的な環境となるような工夫がされているか ✓ 身体的にリラックスできる空間や設備がある ✓ みんなが集まるリビングがある	○	
17-4	生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか ✓ 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○	
17-5	必要な修繕等が行われているか ✓ 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない ✓ 破損した場合、できるだけ早期に修繕できる体制・予算が確保されている	○	
17-6	生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか ✓ 閉塞感がない ✓ 植栽等を利用して景色に配慮している	○	
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外部からは一時保護所内が見えないよう、遮断型の外壁を整備している。 ●館内は日々清掃が実施され、清掃に関する記録も整備されている。 ●プレイルームや居室からは中庭や植栽等が見えるよう整備されており、閉塞感がないよう配慮されている。 			

		[No.18] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
18-1	管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管理者の役割と責任が明確になっている ✓ 管理者の役割と責任が、職員に周知されている ✓ 職員との信頼関係ができています 		
18-2	管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている ✓ リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている 		
18-3	スーパーバイズができていますか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 管理者が、相談支援担当と同程度以上の SV 研修を受けている ✓ 管理者による SV が行われている ✓ 管理者による SV を行う仕組みがある 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理者の役割、責任は事務分掌表に明確化されている。 ● 毎日の朝会で児童相談所と一時保護所間の情報交換を実施し、全体の情報共有を図っている。 ● 職員は全国児童養護施設協議会の研修に参加をしており、研修記録が整備されている。 ● 日頃子どもへの支援において、必要と思われるスーパービジョンは管理者により実施されている。 			

		[No.19] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
19-1	受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童養護施設ついて定める設備運営基準以上の職員配置がされている ✓ 定員数等に応じた、職員数が確保されている ✓ 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている ✓ 各時間帯に必要な職員が配置されている 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉法施行規則第35条を基に、職員配置をしている。 ●支援を実施していく上で様々な状況が考えられること、一時保護となる子どもの実情等に合わせ、医療職・心理職を基準人数以上配置している。 ●児童相談所には、虐待対応係として現職警察官が配置され、警察との迅速な対応を図る体制となっている。 ●支援の質向上の確保や外部研修への参加、働きやすく且つ確実な休日取得の確保等に繋げていくために、職員数の増加を検討している。 			

		[No.20] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
20-1	各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されている ✓ 保健師・看護師の役割が明確にされている ✓ 心理療法担当職員・学習支援員の役割が明確にされている 			
20-2	専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている ✓ 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている ✓ SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者） 			
20-3	相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある ✓ 適切にスーパービジョンがなされている ✓ 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●各職種の役割や権限、責任は事務分掌表に明文化され、周知が図られている。 ●学習支援員には、現職の教員を配置し、より効果の高い学習支援を実施している。 			

		[No.21] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
21-1	個人情報が適切に取り扱われているか ✓ 個人情報に関わる書類が放置されていない ✓ 個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている ✓ 職員室内のホワイトボードに個人情報を記載している場合には、職員室の外から見えない場所に設置している ✓ 個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている ✓ 個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある	○	
21-2	情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか ✓ 個人情報以外の重要性、機密性の高い情報について、職員が認識できている ✓ 重要性、機密性の高い情報について、個人情報と同様に必要な管理・配慮が行えている	○	
21-3	書類や記録等が適切に管理・更新されているか ✓ 書類や記録等が適切に管理されている ✓ 書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	○	
21-4	子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか ✓ 子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	○	
21-5	情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか ✓ 個人情報等の情報管理に関するマニュアル等が策定されている ✓ 個人情報等の情報管理について、職員研修等の取組みが実施されている	○	
その他工夫している点 ●群馬県個人情報保護事務取扱要綱により、子どもの個人情報管理が徹底されている。 ●要綱は総務事務システムに掲示され、周知が成されている。 ●文書管理システムにより、各情報に関する記録等は項目毎に保存年限が定められ、それに従い保存されている。 ●業務遂行上、必要なものは専用用紙等で対応をし、それ以外はデータ管理をしている。			

		[No.22] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
22-1	一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みが行われているか		○
	✓ 児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研修等が実施されている		
22-2	職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みが行われているか		○
	✓ 計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）		
	✓ 研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている		
22-3	職員一人ひとりの育成に向けた取組みが実施されているか		○
	✓ 職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている		
	✓ 職員のレベルに応じた達成水準が定められている		
	✓ 個人ごとの「研修実績ファイル」がつけられ、研修歴がわかるようになっている		
22-4	職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		○
	✓ O J Tを意識的に行っている		
	✓ 新任・転任者に重点的にO J Tを行う職員を決めるなどの工夫がなされている		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の一時保護ガイドラインに則り、一時保護所業務手引きに守るべき法・規範・倫理等を明文化し、全職員へ配布・周知を図っている。 ●群馬県の人事評価制度により、各職員ごとの業務目標設定が成され、その進捗状況等の把握のための年3回上位者との面談が実施されている。 ●支援上必要な学習内容等を、O J Tにより実施をしている。 			

		[No.23] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
23-1	職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申し送りや申し送りノートの活用など、日々の情報共有を行う仕組みがある ✓ 職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある ✓ 申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時間などに配慮されている 			
23-2	職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報共有の仕組みにおいて、共有・引継する情報が明確になっている ✓ 必要な情報が共有されている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「会議、連絡調整」が明文化されている。 ●朝会、ミーティング、係会議、受理・判定・援助方針会議、個別支援会議、一時保護所運営委員会等の在り方が示され、職員間の情報共有や引継等の仕組みが明確となっている。 			

		[No.24] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
24-1	一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか	○	
	✓ 一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている		
24-2	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある ✓ 追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所は、児童相談所と同一敷地内に付設されている。 ●入退所時、入所中の調査、診断、支援等については、児童福祉司、児童心理司その他児童相談所の専門職との連携、情報共有が図られている。 			

		[No.25] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
25-1	適正な就業状況が確保されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労務管理体制が構築されている ✓ 時間外労働や休暇取得などが適切に行われている 		
25-2	職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ メンタルヘルスに関する取組みが行われている ✓ ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている ✓ 希望があれば、職員が相談できる体制がある 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則に従い、適正な就業状況が確保されている。 ●ワークライフバランス、メンタルヘルスへの対応が成され、年2回上位者との業務管理に関する面談の機会が確保されている。 			

		[No.26] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
26-1	必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの健康管理において、医療機関が必要な場面でかかわっている ✓ 治療的ケアを必要とする場合に、医療機関からの協力を得られている 		
26-2	子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケアの体制が構築されている ✓ 必要性を感じた職員が必要なときに「提案」ができる仕組みがある 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「健康管理（通院）」が明文化されている。 ●体調不良時など、状況を見ながら担当児童福祉司に確認の上、各保護係長又は一時保護担当次長の指示を受け、通院対応を実施している。 ●夜間帯における発熱その他緊急通院が必要な際には、勤務している3棟の職員で相談の上、各保護係長又は一時保護担当次長に報告の上、通院対応を実施している。 ●緊急時には救急車による搬送対応をする仕組みがある。 			

		[No.27] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
27-1	警察署との連携が日頃から行われているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている ✓ 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある 		
27-2	警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている 		
27-3	子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケイトを行っている 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所の虐待対応係に、現職警察官が 1 名配置され、日常業務における警察との連携体制が確保されている。 ● 一時保護所業務手引きに一時保護中のケア（特別な配慮が必要な子どものケア、特別な状況へのケア）が明文化されている。 ● 警察による事情聴取、検察官の面接がある場合、児童福祉司・児童心理司等と協力し、子どもの不安を軽減し、丁寧なケア、フォローを行う必要性が明文化され、周知されている。 			

		[No.28] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
28-1	移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移行する施設や里親との情報の共有が行われている ✓ 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている ✓ 子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている ✓ 子どもの意見や不安などを聞き、必要な支援を行っている ✓ 移行後の児童福祉司や保護所のかかりについて説明している 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもに対する支援、情報等は児童福祉司、児童心理司等と連携を図っている。 ●移行に関しては、児童福祉司と児童心理司が対応を行い、必要に応じて一時保護所職員が付き添い・同席・同行を行っている。 			

		[No.29] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
29-1	必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要な関係機関との連携実績がある ✓ 各関係機関との連携の内容や方法が明確になっている ✓ その内容に基づき、連携が行われている ✓ 一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている 			
29-2	関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている ✓ 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村要保護児童対策地域協議会をはじめ、市町村との連携が多く、情報共有した内容等は記録に残している。 ●地域内の保育所・放課後等デイサービス・ヘルパー等の社会資源の活用につながることで、一時保護解除となることもあることから、日頃の市町村等とのやり取りを重要視している。 			

		[No.30] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
30-1	理念・基本方針が職員に周知されているか	○	
	✓ 掲示や配布などにより、理念・基本方針の職員への周知が図られている		
30-2	一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○	
	✓ 理念・基本方針が策定されている ✓ 理念・基本方針の内容は、一時保護の目的に合致したもとなっている		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護ガイドラインを基盤に、一時保護所業務手引きに支援方針が明文化されている。 ●重点施策に基本方針を明文化している。 ●子ども一人ひとりの権利擁護の視点から、各マニュアルが整備され、全職員へ配布、周知が成されている。 			

		[No.31] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
31-1	事業計画が策定されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている ✓ 事業計画には、活動・行事以外にも、必要な事業内容が具体的に示されている 		
31-2	事業計画に基づく取組みが実施されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画に基づき、取組みが実施されている 		
31-3	事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画の策定と評価、見直しなどの手順が明確になっている ✓ 目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている ✓ 評価を行いやすいよう、できる限り数量化を行うなどの工夫が行われている 		
31-4	策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか		
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画に、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所事業計画が整備されている。 ●「所外活動の実施について」に取組み内容が明記されている。 ●民生委員や保護司団体等の見学・視察の受け入れを通し、地域のニーズを把握している。 ●係会議や一時保護所運営委員会などの会議で話し合い、事業計画に関することや次年度に継続していくこと等を話し合い、事業計画に繋げている。 			

		[No.32] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
32-1	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの身体状況を把握するための健康診断が速やかに行われている ✓ 必要に応じて、専門医の診察を受診させている ✓ 緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている ✓ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている ✓ 閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている 			
32-2	緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもに対して必要な説明が行われている ✓ 子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「緊急保護判断シート」に基づき検討・判断の上、緊急保護を実施している。 ●医師による健康診断、必要時には専門医の受診、必要な調査等を実施している。 ●子どもに対して緊急保護に関する説明を実施の上、緊急保護を実施している。 			

		[No.33] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
33-1	個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている ✓ 健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない） ✓ 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的生活習慣の習得に十分配慮している ✓ 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている 			
33-2	日課構成は適切か	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの状況に応じた、日課が構成されている ✓ 入浴の回数は適切である ✓ 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている 			
33-3	一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護業務手引きに基づき、支援を実施している。 ●入所児童チェックシート、インテーク時チェックシート、食物アレルギー対応確認シート、児童観察記録票、児童個別支援観察記録等に支援実施に関する記録を整備している。 ●日課については生活支援計画に「児童日課表」を明記し、就学児・未就学児・全児童など子どもの年齢に合わせた日課を作成の上、実施している。 ●平日は学習支援後に、土日祝日は清掃等後に自由時間を設けている。 ●所外活動、グループ活動、T V ・ D V D 等の視聴など、自由に生活ができるよう配慮している。 			

[No.34] の評価 (s,a,b,c)

a

判断基準

(✓評価の視点・ポイント)

評価
(○,△,×)

34-1

レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか

○

✓ レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている

34-2

子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか

○

✓ 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている

✓ 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている

34-3

必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか

○

✓ 野外活動等が行われている

✓ 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組み・工夫が行われている

34-4

遊具や備品について、定期的に点検しているか

○

✓ 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている

その他工夫している点

- 児童日課表に就学児・未就学児の日課を示し、レクリエーションなどのプログラムを実施している。
- プレイルーム・グラウンドや体育館の他、公共の公園などを活用し、子どもの心身の安定化に取り組んでいる。
- 遊具や備品等は安全点検チェックシートを用い、各箇所の点検を定期的を実施し、必要に応じて修繕等を実施している。

		[No.35] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
35-1	1日3食の食事が提供されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1日3食の食事が、適切な時間に提供されている ✓ 一定期間の予定献立が作成されている ✓ 栄養バランスに配慮された食事が提供されている ✓ 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている ✓ 食事時間が、最低30分は確保されている ✓ 定時に食事ができなかった子どもに対して、適切に食事が提供されている 			
35-2	食事の安全・衛生が確保されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食材の検収・保管が適切に行われている ✓ 調理時の衛生管理が徹底されている ✓ 厨房等の調理スペースは、衛生に保たれている ✓ 食器等の洗浄、消毒、保管等の衛生管理が適切に行われている ✓ 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している ✓ 職員等による検食が適切なタイミングで行われている 			
35-3	食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている ✓ アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している ✓ 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている ✓ 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている ✓ 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている 			
35-4	おいしく食事をするための配慮がなされているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている ✓ 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている ✓ 適切な仕様の食器が選択されている ✓ 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている ✓ 食堂から見えるものへの配慮がされている 			
35-5	子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている ✓ 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている ✓ ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている 			

その他工夫している点

- 一時保護所業務手引きに「清掃・食事・服薬について」として明文化されている。
- 給食日誌、調理記録、食物アレルギー対応確認シート等、食事提供に関する記録が整備されている。
- 児童観察記録票に食事の習慣欄が設けられており、食事摂取状況等が記録できるようになっている。
- 調理等は専門業者に委託され、「児童一時保護所等調理業務委託仕様書」に基づき、食材の検収・保管、衛生管理、検便等が実施されている。
- 職員による毎食時の検食及び検食簿への記録が徹底されている。
- アンケートを毎月実施し、毎月実施する給食会議にメニュー・量・味などの意見や要望等を反映させている。

		[No.36] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
36-1	衣服の清潔は保たれているか ✓ 洗濯の回数・方法が適切である	○	
36-2	衣習慣が身に付くように支援しているか ✓ 気候にあわせた衣服を着用するよう指導している ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	○	
36-3	発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか ✓ 私服を着用できるようにしている ✓ 貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	○	
36-4	必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか ✓ 肌着を使い回していない（下着は新品を使用） ✓ 気候にあわせた衣服を貸与している ✓ 古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない ✓ 破損したりした場合、繕ったり交換している	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利ノートに衣類に関する情報を掲載し、着衣が可能な種類を示している。 ●衣習慣が身に付くよう、必要に応じて支援を実施している。破損等の場合には、一時保護所に保管している衣類を着用する等の対応を実施している。 ●児童観察記録票に、衣類等に関する記録を整備している。 ●学齢児は自分で洗濯をするよう支援をしている。 			

		[No.37] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
37-1	就寝・起床時刻は適切か		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発達段階に応じた睡眠時間が確保されている ✓ 職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要） 		
37-2	睡眠環境は適切か		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 就寝時の空調温度が適切に設定されている ✓ 清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている ✓ 特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童日課票に基づき、子どもの年齢に応じて就寝・起床時間を決め支援実践をしている。 ● 睡眠の様子を児童観察記録票に記録している。 ● 曜日毎の定例業務一覧に従い、布団干し・布団乾燥・シーツ及びカバー等の交換・洗濯を実施している。 			

		[No.38] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
38-1	子どもの健康状態が把握されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日々の子どもの健康状態を把握し、記録している ✓ 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について具体的に記録している ✓ 医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある 			
38-2	子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要に応じて健康診査を受けさせている ✓ 体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている ✓ 応急の医薬品等が備え付けられている ✓ 診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている ✓ 診療に必要な「受診券」が準備されている ✓ 診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所業務手引きの生活支援計画に健康管理を明文化し、健康の管理について十分留意し、必要に応じて嘱託医と連携を図ることとしている。 ● 健康管理の項目を設け、日常的な健康管理・内科検診・通院・感染予防が明記され、支援に繋げている。 ● 健康診断票、排便表が整備され、日常生活における健康管理体制が整っている。 			

		[No.39] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
39-1	子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの学習時間が確保されている ✓ 子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している ✓ 学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している ✓ 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている ✓ 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身についていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている 			
39-2	在籍校との連携が図られているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している ✓ 教材などを在籍校から提供してもらっている ✓ 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している 			
39-3	通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている ✓ 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている ✓ 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●学習支援計画が明文化されており、子どもの学年に応じて各校時毎に科目が明記され、それに従い学習支援が実施されている。 ●現職の教員が配置され、学力向上に繋がるよう対応を図っている。 ●テスト等、必要時には在籍校と連携し、対応をしている。 ●高校生で通学が可能な場合には、一度職員が同行して登校を実施し、その後通学をするという支援も実施している。 			

		[No.40] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
40-1	発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか ✓ 必要な支援を行う体制が確保されている ✓ 必要な保育が提供されている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている ✓ 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○	
<u>その他工夫している点</u> ●一時保護所業務手引きに保育所保育指針に基づき、保育計画・保育に関する申し合わせ事項を明文化し、周知を図り、支援を実施している。 ●年間計画に、2・3歳児前期・後期、4歳前期・後期、5・6歳前期・後期を明文化し、指導内容の視点や環境構成の要点などが示され、保育に活かされている。 ●月毎のテーマ・製作・指導する1年間の歌を設け、それに従い保育を実施している。 ●子どもの様子等は保育活動記録に整備をしている。 ●ご褒美スタンプ・シールを活用し、子ども一人ひとりの発達段階に応じて頑張ったことやできたことを認めるツールとして活用している。			

		[No.41] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
41-1	子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している ✓ 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している ✓ 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている 		
41-2	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている ✓ 説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている 		
41-3	家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている ✓ 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所業務手引きに「面会・電話対応」が明文化されている。 ● 子どもの人権に配慮した個別の対応をすることとなっている。 ● 面会は、担当児童福祉司の指示のもとに対応する。 ● 電話対応は、担当児童福祉司が対応の上、子どもの情報については親権者以外には親権者の許可がないと一切答えられないこととなっている。 ● その他面会や電話等に関する記録は、児童観察記録票に記録される。 			

		[No.42] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
42-1	受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか ✓ 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	○	
42-2	子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか ✓ 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている ✓ 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○	
42-3	一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか ✓ 他の子どもたちと分離している ✓ 分離できる設備と職員体制が確保されている ✓ 教育・指導を改めて行っている ✓ 他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している ✓ 必要に応じて、医療機関を受診させている	○	
42-4	P T S D症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか ✓ 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「特別な配慮が必要な子どもへのケア」が明文化され、性被害を受けた子ども、性的問題への対応が示されている。 ●必要に応じて受け入れ時に児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員によるカンファレンスを持ち、対応を図ることとしている。 ●児童の権利ノートにプライベートゾーンを示し、子どもへ伝えている。 ●日中及び夜間を通じて、必要時には通院対応を図っている。 			

		[No.43] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
43-1	<p>他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている 	○	
43-2	<p>アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている 	○	
43-3	<p>他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急時に必要な応援体制が確保されている ✓ 緊急時には 110 番することが職員に周知されている ✓ 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている ✓ 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならないところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている ✓ 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている 	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所業務手引きに「特別な状況へのケア」を明文化し、他害に関する支援の在り方が示されている。 ● 「緊急時の対応」に、入所児童の暴力行為への対応・暴力行為等対応マニュアルが明記され、対応ができる体制となっている。 ● 日頃から子どもとのやりとりや週 1 回の面談、アンケートを通し、子どもとの信頼関係の構築を日々実施し、他害・自傷につながらないような見守りが実施されている。 			

		[No.44] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
44-1	無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている ✓ 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている 			
44-2	無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、子どもからの説明にじっくりと傾聴し、子どもが無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている ✓ 無断外出後には、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている ✓ 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない ✓ 無断外出を繰り返す子どもであっても、鍵のかかった部屋に置いておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない 			
44-3	無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出が発生した場合には、その影響を受けている子どもたちへの配慮も行われている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」が明文化されている。 ● 無断外出への対応・無断外出児童対応マニュアルが明記され、無断外出が心配される時の対応法や無断外出発生時の対応法、無断外出から戻ってきた時の対応法が明記され、それに従い支援を実施することとなっている。 ● 無断外出から戻ってきた場合には、無断外出児童再保護後の個別支援プログラムを作成し、対応を図ることとなっている。単に個別支援を実施するのではなく、何故無断外出に至ったのか等をじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めるよう支援が考えられている。 ● 外部から持ち込まれるものがあると考えられるため、持ち物チェックを慎重に実施し、着衣以外の所持品は全て預かり管理する。 			

		[No.45] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
45-1	一定の重大事件に係る触法少年と史料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種調査・診断を経たうえで、支援内容が決定されている ✓ 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制がある 		
45-2	重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 他児の生活スペースから分離されている ✓ 刺激が少ない場所にある 		
45-3	重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重大事件の場合に、他児に与える影響等の検討が行われている ✓ 他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「重大事件を起こした触法少年に係る一時保護等体制基本方針」が明文化されている。 ●他の児童の生活スペースから分離された重大事件棟において、個別対応を図る仕組みとなっている。 ●付き添い・支援は一時保護所及び児童相談所の連携で、職員 2 名体制で実施をする。 			

		[No.46] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
46-1	身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		○
	✓ 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、専門家のバックアップチームによる対応を行っている		
46-2	葬儀等に参加させているか		○
	✓ 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている		
46-3	必要によりグリーンケアやモーニングワークを行っているか		○
	✓ 子どもの状況に応じ、グリーンケアやモーニングワークの取組みを行っている		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針について」が明文化されている。 ●一時保護された子どもの不安・怒り・悲しみを受け止める安心できるケアが示されており、保護者の疾病・死亡・行方不明など一時保護に至る背景の様々な理由を良くアセスメントし、個別の支援を実施していく。 ●身近な親族がなくなった場合には児童福祉司・児童心理司と連携し、チームによる支援を実施する。 ●葬儀等には参加できるよう調整している。 ●グリーンケア・モーニングケア等の実施は、児童観察記録票に記録を整備する。 			

		[No.47] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
47-1	<p>受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの心身の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある 	○	
47-2	<p>受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている 	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「虐待を受けた子どもへの対応への留意点」が明文化されている。 ●生活の様子を必要に応じて児童福祉司・児童心理司とカンファレンスを持ち、支援の在り方を協議している。 ●子どもに寄り添い、コミュニケーションを実施していくことでこれまでに頑張ったことなどを傾聴し、必要に応じてスキップ等を通し感情等を受け止めていく支援が実施されている。 			

		[No.48] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
48-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの障害の状況等に関する把握が行えている ✓ 子どもの障害の状況等について、早期かつ的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 身体障害を有する子どもの受入を行うにあたり、バリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている ✓ 身体障害や知的障害を有する子どもの受入を行うにあたり、介助を含んだ生活支援が行える体制がある ✓ 発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある ✓ 必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている 			
48-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている 			
48-3	障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 障害への理解を深めるための取組みがなされている ✓ 障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所は一時保護が必要な子どもを全て受け入れる対応をしている。そのため障害のある児童の受入可否の判断基準は存在しないが、個別に受け入れ可能か判断している。 ●受け入れをした場合には、日々の生活の様子等を児童観察記録票に整備をしている。 ●支援をしていく体制や、居室等の環境は整っているが、障害のある児童の受入に関する明文化されたものはなく、整備を検討している。 			

		[No.49] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
49-1	受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの健康の状況等について、早期かつ確かな評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている ✓ 定期的な注射等の医療行為など、日常生活における必要な支援や対応が行える体制がある ✓ 職員間での情報共有や観察・管理を徹底するための取組みが行われている ✓ 子どもの健康状況に応じ、想定される緊急時の対応が明確になっており、職員間で共有されている ✓ 受入可否の判断基準と対応が明確になっている 			
49-2	受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している ✓ 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている ✓ 保護期間中、必要な子どもに治療的なケアを行っている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常的な服薬管理、ホルモン剤やインシュリンなどの定期的な注射や吸入などの対応や、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている ✓ 個別の日課や支援計画に、日常生活において留意すべき疾病やその対応方法等が明記されている（エピペンが処方されている等の重度のアレルギー、血友病、日光禁止の疾病など） 			
49-3	服薬管理や医療行為は適切に行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飲み忘れや誤薬等が発生しないような工夫が行われている ✓ 必要な医療行為が適切に行われるよう、職員配置や対応に関する職員研修等の実施などの体制確保を行っている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「健康管理」が明文化されている。 ●日常的な健康管理について明記が成されており、朝・夕の検温、身体状態の観察、排便表の活用、服薬確認チェック表などを活用し、健康上配慮が必要な子どもへの支援体制が整っている。 ●一時保護開始時に、インテーク時チェックシート、一時保護児童行動観察記録を活用し、連絡帳や朝会などで常に子どもの健康状態等の情報共有ができる仕組みとなっている。 			

		[No.50] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
50-1	無断外出があった場合の対応は明確になっているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出があった場合の対応は明確になっている ✓ 無断外出があった場合には、職員自ら子どもの発見・保護に努めている ✓ 無断外出があった場合には、保護者その他関係者に連絡している ✓ 無断外出があった場合には、必要に応じ、警察署に連絡して、発見・保護を依頼している ✓ 無断外出した子どもが、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合の移送あるいは引き取りについて、子どもの福祉を十分に勘案して決定している 			
50-2	無断外出の未然防止に努めているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無断外出の可能性のある子どもの把握が行えている ✓ 保護所の構造上、無断外出の可能性のある場所について、管理体制を強化するなどの工夫を行っている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「緊急時の対応」があり、無断外出への対応が明文化されている。 ●無断外出児童対応マニュアルが整備されており、無断外出が発生した場合の対応法が周知されている。 ●子どもは一時保護所内では履物は履かずに過ごしてもらう。また無断外出が心配される場合には、下駄箱及びサンダル・衣類などの確認を行う、夜間巡視を頻繁に行う、所外活動・体育室活動・外遊び時に児童把握に留意をする等の対応法が示され、実施されている。 ●無断外出の頻度が高い時間帯が示され、支援に活かされている。 ●無断外出が予想される箇所に光センサーを整備している。 			

		[No.51] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
51-1	火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 具体的な避難計画が作成されている ✓ 避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている ✓ 防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている ✓ 避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない ✓ 消火器及び消火栓が稼動することが確認できている 			
51-2	避難訓練を毎月 1 回以上実施しているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 避難計画に基づく避難訓練が実施されている 			
51-3	日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めているか		○
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 緊急事態発生時に連携が必要であると想定される関係機関の連絡先が明示されている ✓ 緊急事態発生時の関係機関との連携について、その具体的な方法、手順等が明確になっている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時保護所業務手引きに「災害時における一時保護所緊急避難計画」が整備されている。 ● 事業計画内に年度内の避難訓練が計画され、避難訓練の実施及び避難訓練実施報告書が整備されている。 ● 敷地内及び館内は消防設備（スプリンクラー・消火器の設置、非常通報装置・排煙窓・防災カーテンの使用等）が整備されている。 ● 避難順路を視覚化している。 ● 避難訓練時には消防署員にも立ち会ってもらっている。 ● 避難訓練は火災だけではなく、地震又は風水害などの自然災害も想定した訓練も実施している。また災害発生場所や内容は毎回変更して訓練を実施している。 			

		[No.52] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
52-1	感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している ✓ 子どもが感染症を有している場合又は有する可能性がある場合には、他の子どもから隔離する、必要な治療を行うなどの対応が行えている ✓ ノロウイルスやインフルエンザなど、季節的な流行のある感染症について、その発生を防止するための取組みが行われている 			
52-2	感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染症発生時について、マニュアル等によりその対応が明確になっている ✓ 感染症が発生した場合に発症した子どもを隔離するための静養室などの設備がある ✓ 季節や症状等から予測して適切な対応が行えるよう、必要な消毒剤等が準備されている (ノロウイルス発生時のための次亜塩素酸ナトリウムなど) 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「健康管理」が明文化され、感染予防について明記されている。 ●日常的なうがい・手洗いの励行、早期の受診をして感染拡大を防ぐ等、対応法が明確となっていて、支援に活かされている。 ●「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（2019年3月厚生労働省）」に基づいた感染症対策マニュアルが整備されている。 			

		[No.53] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
53-1	マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な相談援助に関する事項 ・養育・支援実施時の留意点 ・子どものプライバシーへの配慮 ・設備等の一時保護所の環境に応じた業務手順 ✓ リスク管理に関して定めたマニュアルがある <ul style="list-style-type: none"> ・想定されるリスク ・未然防止策と発生時の対応 ✓ 各マニュアルの目的に応じて活用されている（マニュアルの内容に関する研修の実施、職員の執務スペースなどへの設置等） 		
53-2	マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マニュアルの内容に関する研修が実施されている ✓ 職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている ✓ その他、各マニュアルの目的に応じた活用の工夫がある 		
53-3	マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期的にチェックを行う仕組みがある ✓ S Vによる確認が行われている ✓ マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない） 		
53-4	マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要に応じて、マニュアル等の見直しが行われている ✓ 定期的に見直しを行う仕組みがある ✓ マニュアル等の見直しにあたり、ボトムアップの仕組みがある（担当者が定められている、職員の意見を反映する仕組みなど） 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きが整備されている。 ●一時保護所業務手引きは要領編・支援計画編に整備され、支援の概要及び詳細が明確化されている。 ●養育・支援全般、リスク管理など、細目ごとに分かりやすく整備されている。 ●新任職員に配布の上、研修等で内容を伝えている。改定があった際には全職員へ配布の上、説明を実施している。 ●内容等については、係長会議・係会議・一時保護所運営委員会などで検討する体制となっている。 			

		[No.54] の評価 (s,a,b,c)	b
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
54-1	自己評価が定期的に行われているか ✓ 自己評価を定期的を実施している	○	
54-2	外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか ✓ 外部評価を定期的に受けている	○	
54-3	自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか ✓ 評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある ✓ 評価結果及び苦情相談内容に基づく質の向上を行った実績がある	○	
54-4	職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか ✓ PDCA のサイクルを恒常的に実施する仕組みがある ✓ PDCA サイクルに基づく、質の向上を行った実績がある ✓ PDCA サイクルに全職員が参画するなど、組織的な取組みとするための工夫が行われている	×	
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎月1回、各職員が児童権利擁護自己評価シートで振り返りを行っている。 ●日々の支援実践について、朝会報告・ミーティング・係会議・個別支援会議などの各会議、また児童相談所との一時保護所運営委員会などを通して、業務の振り返りを行い、支援内容等の検証を行っている。 ●一時保護所連絡帳を活用し、交替制職場における情報の共有化を図り、統一した対応に繋げていくシステムがある。 ●業務を遂行していくための明確化されたP D C A サイクルというシステムは整備されていない。 			

		[No.55] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
55-1	一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている ✓ 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている ✓ 保護開始時に必要な情報が得られていない場合には、保護開始後にも関係機関等との連携により、迅速な情報収集に努めている 		
55-2	集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 集団生活に関する子どもの健康状態等についての確認を行っている（アレルギーの有無、ワクチンの接種状況、感染症等の有無など） ✓ 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている 		
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護業務手引きに「入退所時の対応」「入所児童チェックシート」「インテーク時チェックシート」等が整備されている。 ●一時保護開始時に、子どもと直接面談を行い、生活上必要な情報等を本人から聞き取り、各シート等に記録を整備することで、子ども個々人に合う支援が実施されるような体制が整っている。 ●アレルギーの有無、受診歴や既往歴、内服薬などが確認できる内容となっており、必要時には医療機関が受診できる体制となっている。 			

		[No.56] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
56-1	チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係機関との総合的なアセスメントが行われている ✓ 保護開始時に十分なアセスメントができてない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている 			
56-2	総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている ✓ 虐待の影響による症状が出ている場合には、生活の中での治療を第一選択としている ✓ 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所の児童福祉司・児童心理司、保健師・看護師等と連携し、一時保護開始時にアセスメントを実施し、子どもの援助方針を作成している。 ● 日々の生活への支援を通し、児童観察記録票に記録を取り、係会議等で支援の内容を話し合い、その後の支援に繋げる体制が整っている。 ● 暴力や器物損壊、無断外出、性的問題行動や著しいルール違反等があった場合には、個別対応児童マニュアルに従い、個別対応実施計画を作成の上、個別支援を実施する体制も整っている。 			

		[No.57] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
57-1	個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子ども一人ひとりの援助指針に沿ったケアが行われている ✓ 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針（援助方針）に沿って行われている ✓ 援助指針は子どもの状況に応じた個別ケアが大前提となっている ✓ 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している ✓ 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに「一時保護中の子どもに対する支援方針について」が明文化されている。 ●子どもの安全を確保して安心感を与えるケアの実践が求められていること、そのための十分なアセスメントや児童観察記録票の整備を図ることが明記され、実践されている。 ●個別対応が必要な場合には、個別対応実施計画が作成されることとなっている。 ●個別援助指針に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が実施されるシステムとなっている。 			

		[No.58] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
58-1	子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている ✓ 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている ✓ 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している 			
58-2	子どもの変化に応じた支援が行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている ✓ 子どもの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある 			
58-3	必要のない長期間の保護が行われていないか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている ✓ 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている 			
<p>その他工夫している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに、「一時保護所における子どもへのケア・アセスメント」が明文化されている。 ●個別ケアが原則であり、日々の支援内容や子どもの様子等を児童観察記録票に記録をするとともに朝会、ミーティング、係会議等で情報の共有を図っている。 ●週1回セカンドステップの時間を設け、子どもの衝動的・攻撃的行動をやわらげ、社会への適応力を高めることを目的とした支援を実施している。 			

		[No.59] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
59-1	<p>子どもの全生活場面について行動観察を行っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもと定期的に面談等を行っている ✓ 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している ✓ 担当者に限らず、様々な職員の視点から行動観察が行われている 	○	
59-2	<p>子どもの行動観察の結果を記録しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもの日々の様子が記録されている ✓ 客観的事実と所見が区分して書かれている ✓ 子どもに関する記録は、子ども別のノートやファイルに書かれている 	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもへの日々の支援において、生活状況等を児童観察記録票に記録するとともに、週1回子どもとの面談を実施している。 ●記録は紙媒体での記録ファイルや、情報通信機器を活用したデータ管理を行っている。 ●記録は、子ども一人ひとり専用のファイルで管理されている。 			

		[No.60] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
60-1	職員は、業務引継を適切に行っているか	○	
	✓ 子どもの状況について、職員が十分に把握できている		
60-2	観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 週 1 回の観察会議を実施している ✓ 観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている ✓ 観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している ✓ 観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している ✓ 観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている ✓ 観察会議の結果が判定会議に提出されている 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●朝会、ミーティング、係会議での情報共有を実施している。 ●児童行動記録票に支援内容等の記録を整備し、情報共有を図っている。 ●朝会、ミーティングは毎日実施、係会議は週 2 回実施し、業務引継・子どもの観察結果の検討やとりまとめを実施している。 ●週 1 回、受理・判定・援助方針会議を実施し、子どもの援助方針等について児童相談所と検討・意見交換をする機会を設けている。 ●個別に支援が必要な場合には、随時個別支援会議を実施している。 ●業務内容等について、各児童相談所相互の意見調整を行うため、必要に応じて他の児童相談所との間で一時保護所運営委員会を随時開催している。 ●日々の引継等は、ネットワーク上の「一時保護所連絡帳」を活用し、情報の共有を図る等、常に子どもの支援に関する細やかな引継・連携・調整等を図るシステムがあり、支援に活かされている。 			

		[No.61] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
61-1	子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護を行うにあたり、必要となる可能性のある支援が明確になっている ✓ 必要となる可能性のある支援について、その対応や留意点等が明確になっている ✓ 健康診断等の受診が必要な場合、受診させている ✓ 子どもや保護者に対する説明等において、必要な支援を行っている ✓ その他、必要と思われる支援について、関係機関との連携のもと、必要な支援を行っている 			
61-2	日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日用品、着替え等をもっていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給または貸与している ✓ 支給または貸与は、初日に行えるよう準備されている 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きが整備されている。 ●必要となる可能性のある支援が明文化されている。 ●一時保護の支援方針、一時保護の開始から解除までのフロー、個別ケアが原則であること、年齢に応じた日課や学習支援、安全感・安心感を与えるためのケアや生活環境整備、虐待を受けた子どもへの対応、自傷他害のある子どもへの対応、無断外出時の対応法などが明記され、支援に活かされている。 ●日用品等で不足する物は、一時保護所より支給又は貸与している。 			

		[No.62] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
62-1	<p>子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか</p> <p>✓ 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている</p> <p>✓ 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している</p>	○	
62-2	<p>一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか</p> <p>✓ 子どもの所持する物について、一時保護期間中のルールについて、丁寧に説明している</p> <p>✓ 所持品簿を作成している</p> <p>✓ 現金等の貴重品が適切に管理されている</p>	○	
62-3	<p>子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか</p> <p>✓ 必要に応じて、保護者等に返還している</p> <p>✓ 違法なものを所持していた場合は、速やかに警察に連絡をしている</p>	○	
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護開始時に、子どもの権利ノートを活用し、持ち物に関する説明をしている。 ●子どもの希望を聞き、他の子どもとの関係性等も考慮した上で、所持できるよう配慮している。 ●現金は金庫管理、その他の物品等は所持物品等保管台帳に記録をするとともに、児童所持品保管庫で保管管理している。 			

		[No.63] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
63-1	一時保護の継続判断を行うために、必要な情報の提供をしているか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一時保護の継続判断を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 情報提供は適切なタイミングで行われている 			
63-2	一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	○	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 成育歴、強み・長所、継続的に取り組むべき事項等について、一時保護中に得られた子どもに関する情報について、施設職員や里親等に情報提供している ✓ その他、保護解除後も継続的な支援を行うために情報提供すべき内容が明確になっており、その内容が的確である ✓ 施設職員や里親への情報提供は、適切なタイミングで行われている ✓ 保護所の職員から施設職員や里親に引継ぎやカンファレンスが適切に行われている ✓ 情報提供すべき内容が的確に伝わるよう、情報提供の方法などを工夫している 			
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに入退所時の対応、入退所時の取り扱いについての申し合わせ事項が明文化されており、フローに従い引継を実施するシステムがあり、支援に活かされている。 ●児童相談所の児童福祉司・児童心理司との間で、日々の支援等に関する情報共有が児童観察記録等、週1回開催される受理・判定・援助方針会議で成されている。 ●一時保護解除となった場合には、児童相談所より児童養護施設職員や里親支援担当・里親委託等推進員より里親へ、必要な情報が届くような体制となっている。 			

		[No.64] の評価 (s,a,b,c)	a
判断基準 (✓評価の視点・ポイント)		評価 (○,△,×)	
64-1	子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか		○
	✓ 所持物の返還時には、受領証を徴している		
64-2	子ども以外の者への返還は、適切に行われているか		○
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者等に返還している ✓ 子ども以外の者が返還請求権を有することが明らかな保管物は、その権利者に返還している ✓ 触法事件に関する物の権利者への返還にあたっては、警察と協議の上、返還を決定している ✓ 権利者への返還にあたっては、権利を有しているかについて、各種資料に基づき慎重に行っている ✓ 一時保護中の子どもの死亡等の場合において遺留物がある場合には、保護者等の遺留物受領人に交付している 		
<p><u>その他工夫している点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所業務手引きに、入退所時の対応・入退所時の取り扱いについての申し合わせ事項が明文化されている。 ●子どもの所有物の返還については、複数の職員で「所持物品等保管台帳」をチェックしながら所持品を子ども本人が持参してきたバッグ等の中に詰める。 ●全ての所持品を確認後、本人にサインをもらう。幼児等は職員が代筆する仕組みとなっている。 			